

質問4 2025年度重点活動項目（特に地域共生社会5ヵ年戦略関連）について

（該当箇所:p.78 報告事項2)2025年度事業計画および予算案>2025年度重点活動項目>I地域共生社会5ヵ年戦略関連1~2及び戦略全般）

●質問

「作業療法士による地域事業参画」や「地域で活躍できる作業療法士を育成できるための研修システム」は、大いに進めるべきで同意見なのですが、より地域に着実に作業療法士の存在を根付かせていかないと、市民の健康や福祉を継続的に守れないと私は考えており、そのためには「地域（暮らし）の場における作業療法士の雇用の創設」（福祉施設等への配置）が欠かせないと考えております。

そこで、質問ですが、グループホームなどの人員配置で、作業療法士を「必須」にしていく戦略があるのかお尋ねします。

●意見

戦略には、具体的な政策提言が効果的です。ぜひ、雇用の創設的な視点で提言をお願いします。私は普段、訪問看護ステーション（精神科に特化）に業務しているのですが、精神障害者のグループホームに訪問しますと、ホーム職員が日々、幻聴や妄想に悩むメンバーの、日々の暮らしの組み立て方（マネジメント）や支援方法に悩んでおります。そこで感じるのは、療養病棟などに作業療法士が配置されるのであれば、生活訓練の場でもある、障害福祉サービスのグループホームにこそ、作業療法士の職名による配置を必須で良いと感じております。福祉職が相談の範囲で生活支援に携わるのも可能ですが、症状が再燃したりすると限界があり、保健福祉だけでなく、医療の視点も持つ、作業療法士の関わりは、両者に有益です。また地域事業を利用される高齢者はよいのですが、地域事業にも参画しない市民にもアプローチすることが必要で、地区においては、公民館などに作業療法士を職名配置すれば、全市民をカバーできるのですが、そのためには「生活相談のスキル」も必要であり、地域で活躍する作業療法士の育成には「生活相談スキルの知見や習得」もぜひ、取り入れて頂きたいと思っております。

回答

ご質問・ご意見をありがとうございます。

グループホームなどでの生活支援に作業療法士の専門性を活かして関与できること、また、全国各地に少数ながら実践者がいることも把握しており、制度対策部で行っている障害保健福祉領域の作業療法（士）の役割に関する意見交換会（OTカンファレンス）においても、グループホームでの実践は度々報告いただいております。

一方で、配置要望にあたっては、その有効性、実現性が問われます。協会としては障害福祉領域においては、まず先行して一定程度の取り組みがあり、また作業療法士の役割について比較的認識もされている就労支援サービスについて、配置の効果も示しながら評価を求め、平成30年度および令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において就労系サービスの福祉専門職員配置等加算に作業療法士の職名が記載されました。すべての就労支援事業所に作業療法士が関与できることが理想と考えますが、就労移行支援事業所だけでも全国に2,859ヶ所（第46回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料6より、以下数値出典同じ）あり、必置を要望するのは現実的ではないと考えています。

グループホーム等については、共同生活援助（介護サービス包括型）11,649ヶ所、共同生活援助（外部サービス利用型）1,168ヶ所、宿泊型自立訓練 218ヶ所の計 13,035ヶ所となっています。制度的に作業療法士の関与を推進するとすれば、まずは作業療法士による支援の事例集積とその周知、できれば配置のエビデンスを示し、配置加算等による評価を求めることが第一段階になるかと考えます。

ご意見のとおり、障害のある方の地域生活に作業療法士が寄与できることは多くあると思います。反面、作業療法士が地域移行支援、地域生活支援でできることが未だ他職種や行政、関係省庁にも知られていない現状も課題です。引き続き、医療機関や障害福祉サービス等作業療法士の所属に関わらず、地域移行支援、地域生活支援における作業療法士の役割を内外に周知して参ります。